

# 市営墓地使用者募集案内

令和8年6月

## 1 申込について

### (1)申込資格要件

- ①他に市営墓地を使用していない方(同一世帯員を含む)
- ②会津若松市に1年以上住所を有している方(現在住民登録している方)
- ③直系2親等以内の血族者とその配偶者、その父母及び子、未婚である兄弟及び姉妹(子がいる場合を除く)の墓地に埋蔵していない焼骨(死産児を含む)又は納骨堂に収蔵している焼骨(死産児を含む)をお持ちの方
- ④許可日から1年以内に墓碑を設置できる方

### (2)申込にあたって

#### ①申込期間

・令和8年6月9日(火)～6月22日(月) 8:30～17:15(平日のみ)

#### ②申込場所

・会津若松市役所 環境共生課 窓口  
会津若松市役所追手町第二庁舎1階(会津若松市追手町2番41号)

#### ③申込方法

- ・希望する墓所を1箇所選んでいただき、決まりましたら申込期間内に窓口で「市営墓地貸付抽選会申込書」に必要事項を記入してお申込みください。(申込時に持参していただく書類は特にありません。)
- ・申込書は窓口で記入していただきます。(申込書は事前に配布しておりません。電話での受付はできません。)
- ・申込みのなかった墓所があった場合の再抽選希望の有無についてもご記入ください。
- ・申込みは、1世帯もしくは1つの焼骨につき1申請となります。
- ・申込者は、墓所の使用者となる方となります。当選決定後に使用者の変更はできませんので、申し込みにあたってよくご確認ください。
- ・代理の方が申込みする場合は、双方の住所、氏名、続柄、連絡先をご記入ください。
- ・墓所の決定は、先着順ではありません。
- ・申込内容を変更したい場合は、受付後の「市営墓地貸付抽選会申込書」のコピーを持参のうえ、申込期間中に環境共生課までお越しください。

### (3)注意事項

- ・当選された方が、その権利を他人(親族等も含む)に譲渡等をすることはできません。
- ・使用者の氏と異なる氏(家名)の墓碑を設置することはできません。

## 2 募集墓所について

### (1)募集墓所 50墓所

次より、希望する墓所1箇所を選んで申し込みしていただきます。

(現状は全て更地)

墓園名	区画	増設・返還 の別	墓碑 設置歴	焼骨 埋蔵歴	備考	
大塚山墓園	①	1区画6列38行	返還	有	有	
	②	1区画12列1行	返還	無	無	芝生墓地
	③	1区画15列7行	返還	有	有	芝生墓地
	④	2区画1列17行	返還	有	有	
	⑤	2区画10列10行	返還	有	有	
	⑥	3区画7列17行	返還	無	無	
	⑦	3区画11列3行	返還	有	有	
	⑧	3区画12列16行	返還	無	無	
	⑨	3区画13列22行	返還	有	有	
	⑩	3区画15列12行	返還	有	有	
	⑪	3区画18列2行	増設	-	-	
	⑫	3区画18列3行	増設	-	-	
	⑬	3区画18列5行	増設	-	-	
	⑭	3区画18列7行	増設	-	-	
	⑮	5区画10列15行	返還	有	有	
	⑯	6区画8列5行	返還	有	有	
	⑰	6区画12列22行	返還	有	有	
	⑱	6区画16列5行	増設	-	-	
	⑲	7区画12列17行	返還	有	有	
	⑳	8区画1列3行	返還	有	有	
	㉑	8区画2列5行	返還	無	無	
	㉒	8区画3列25行	返還	有	有	
	㉓	8区画5列17行	返還	有	有	
	㉔	8区画7列17行	返還	有	有	

(現状は全て更地)

墓園名	区画		増設・返還 の別	墓碑 設置歴	焼骨 埋蔵歴	備考
大塚山墓園	②5	8区画11列20行	返還	有	有	
	②6	8区画12列1行	返還	有	有	
	②7	8区画13列11行	返還	有	有	
	②8	8区画13列25行	返還	有	有	
	②9	10区画10列12行	返還	無	無	
	③0	10区画11列7行	返還	無	無	
	③1	10区画11列11行	返還	無	無	
	③2	10区画13列12行	返還	有	有	
	③3	10区画13列13行	返還	無	無	
	③4	10区画15列15行	返還	無	無	
	③5	11区画1列13行	返還	有	有	
	③6	11区画2列23行	返還	有	有	
	③7	11区画10列1行	返還	有	無	
	③8	11区画11列12行	返還	有	有	
	③9	11区画12列8行	返還	有	有	
	④0	11区画13列17行	返還	無	無	
	④1	13区画2列1行	返還	無	無	
	④2	13区画5列7行	返還	有	有	
	④3	16区画1列5行	返還	有	有	
	④4	16区画1列8行	返還	有	有	
	④5	16区画13列7行	返還	有	有	
	④6	16区画18列3行	返還	有	有	
	④7	17区画5列18行	返還	有	有	
	④8	公共1区画1列1行	返還	有	有	
	④9	公共1区画1列18行	返還	有	有	
	⑤0	公共1区画3列5行	返還	有	有	8㎡

## (2)永代使用料及び年間管理料、墓碑等の規格等について

墓地名	面積	永代使用料	管理料(年額)
大塚山墓園	4㎡	140,000円	5,280円
	8㎡	280,000円	10,560円

墓地名	規制	規格概要
大塚山墓園	普通墓地(A型)	墓碑と墓誌、敷石 墓碑:高さ64.5cm×幅75.5cm×奥行87.0cm
	芝生墓地(B型)	墓碑と墓誌のみ 墓碑:高さ50.0cm×幅70.0cm×奥行85.0cm
	公共区画	—

※ 墓所内の維持管理(清掃・草刈り)については、使用者ご本人が行うことになります。

※ 使用者の氏と異なる氏(家名)の墓碑を設置することはできません。

※ 大塚山墓園は、卒塔婆を設置することはできません。

## 3 決定方法について

### (1)希望する申込み墓所が1人のみの申込みであった場合

申込期間において、1墓所あたり一人のみの申込みであった場合は、申込者を当選決定とします。使用許可申請書を郵送しますので、使用許可申請の手続きをお願いいたします。

### (2)希望する申込み墓所が2人以上の申込みであった場合

- ・職員が抽選する公開抽選により、当選者を決定します。
- ・抽選後、申込者に抽選結果通知をお送りいたします。

#### [抽選方法]

- ①墓所別に抽選を行います。
- ②それぞれの墓所を希望する方の「申込No.」及び「氏名」を記載している紙を抽選箱に入れます。
- ③職員が抽選箱から抽選を行い、当選者を決定します。

### (3)申込みがなかった墓所の再抽選について

#### ア 抽選会当日に出席した方

申込みがなかった墓所があった場合は、希望した申込み墓所の抽選で外れ再抽選を希望した方において、抽選会当日に職員による再抽選(公開)を行います。

#### [抽選方法]

- ①職員が、再抽選を希望する方で抽選会当日に出席した方の「申込No.」及び「氏名」を記載している紙を抽選箱に入れます。
- ②職員が抽選箱から抽選を行い、「墓所の選択順位」を決定します。
- ③「墓所の選択順位」の若い順に、好きな墓所を選んで頂きます。

#### イ 抽選会当日に欠席した方

- ①アで決定した後に、申込みがなかった墓所について、職員が抽選箱から抽選を行い、「墓所」を選ばせていただき決定します。

#### (4)注意事項

- ※当選決定後に、墓所の変更はできません。
- ※当選後、諸事情により辞退されますと、その後一年間抽選会に参加できなくなりますので、申込みに当たっては、事前によく相談のうえお申込みください。

#### 【抽選会】

・概要: **職員が抽選する公開抽選となります。**

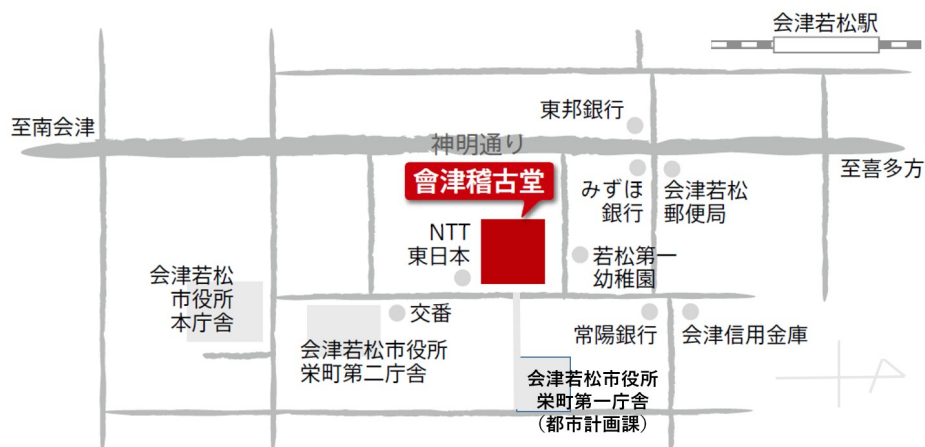
抽選後、申込者全員へ抽選結果通知をお送りいたします。

・開催日時: 令和8年7月2日(木) 10:00から

・開催場所: 会津若松市生涯学習総合センター(會津稽古堂) 1階 多目的ホール

※来場して抽選状況を確認する場合には、**9:40~9:55までに受付済の「市営墓地貸付抽選会申込書」のコピーを持参し、入場してください。**

途中入場はできませんので、ご了承ください。



## 4 応募資格のある方について

- 他に市営墓地を使用していない方(同一世帯員を含む)
- 会津若松市内に1年以上住所を有している方(応募者が現在住民登録している方)
- 直系2親等以内の血族者とその配偶者、その父母及び子、未婚である兄弟及び姉妹(子のいる場合は除く)の墓地に埋蔵していない焼骨(死産児を含む)又は納骨堂に収蔵している焼骨(死産児を含む)をお持ちの方
- 許可日から1年以内に墓碑を設置できる方

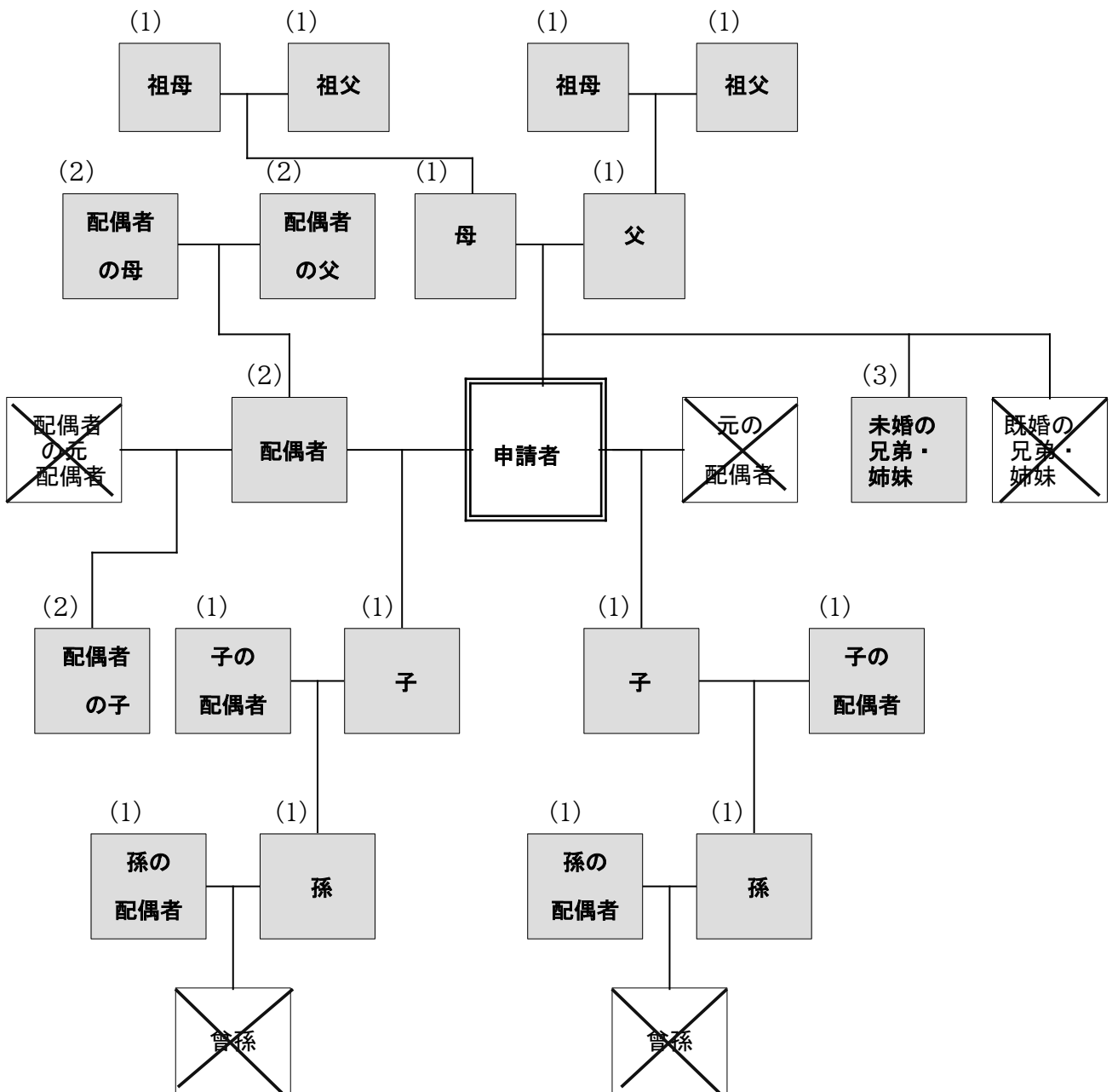
### 【応募可能な範囲の区分】

(1)直系2親等以内の血族者とその配偶者

(2)配偶者、その父母及び子

(3)未婚である兄弟及び姉妹

※()の数字は区分を表す



## 5 当選後の使用許可申請手続きについて

### (1) 当選された場合の使用許可申請の手続き

当選された方へは、申請用紙を郵送しますので、令和8年7月2日(木)午後から令和8年7月24日(金)までに、会津若松市役所環境共生課窓口において、使用許可申請の手続きが必要となります。当選された方は、使用許可申請をお忘れなくお手続きください。

### (2) 使用許可申請に必要な書類について

- ①使用許可申請書(当選者へ郵送します)
- ②使用者の住民票謄本(世帯全員の住民票)
- ③火葬許可証(火葬証明のあるもの)
- ④使用者と焼骨者との関係がわかる戸籍書類(戸籍謄本等)

※なお、戸籍書類は、使用者と焼骨者との関係によって複数必要な場合があります。

◎ご不明な点については、下記までお問合せください。

会津若松市役所 追手町第二庁舎1階(会津若松市追手町2番41号)

環境共生課 電話:0242-39-1262